

## 公立大学法人静岡文化芸術大学理事長の任期に関する規程

令和3年12月8日 理事長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第74条第3項の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学の理事長（以下「理事長」という。）の任期に関し、必要な事項を定める。

(任期等)

第2条 理事長の任期は4年とする。

2 理事長は再任されることができる。ただし、再任後の任期は2年とし、原則として再任は1回とする。

3 理事長が任期中に欠けたときの後任の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款第11条第1項に規定する理事長選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。